

対象物質 又は項目	対象者		水質汚濁防止法上の特定施設の設置者			水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者	
	日排水量		50m <sup>3</sup> /日以上		50m <sup>3</sup> /日未満		
			50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
有害物質	カドミウム		0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
	シアン		1mg/l 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	
	有機磷		1mg/l 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	
	鉛		0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
	六価クロム		0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	
	砒素		0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
	総水銀		0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下	
	アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	PCB		0.003mg/l 以下	0.003mg/l 以下	0.003mg/l 以下	0.003mg/l 以下	
	トリクロロエチレン		0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
	テトラクロロエチレン		0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
	ジクロロメタン		0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	
	四塩化炭素		0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
	1,2-ジクロロエタン		0.04mg/l 以下	0.04mg/l 以下	0.04mg/l 以下	0.04mg/l 以下	
	1,1-ジクロロエチレン		1mg/l 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/l 以下	0.4mg/l 以下	0.4mg/l 以下	0.4mg/l 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン		3mg/l 以下	3mg/l 以下	3mg/l 以下	3mg/l 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下	
	1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
	チウラム		0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下	0.06mg/l 以下	
	シマジン		0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
	チオベンカルブ		0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	
	ベンゼン		0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
	セレン		0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
	ほう素及びその化合物		230mg/l 以下	230mg/l 以下	230mg/l 以下	230mg/l 以下	
	ふっ素及びその化合物		15mg/l 以下	15mg/l 以下	15mg/l 以下	15mg/l 以下	
1,4-ジオキサン		0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下		
生活環境	総クロム		2mg/l 以下	2mg/l 以下	2mg/l 以下	2mg/l 以下	
	銅		3mg/l 以下	3mg/l 以下	3mg/l 以下	3mg/l 以下	
	亜鉛		2mg/l 以下	2mg/l 以下	2mg/l 以下	2mg/l 以下	
	フェノール類		5mg/l 以下	5mg/l 以下	5mg/l 以下	—	
	鉄(溶解性)		10mg/l 以下	10mg/l 以下	10mg/l 以下	—	
	マンガン(溶解性)		10mg/l 以下	10mg/l 以下	10mg/l 以下	—	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		600mg/l 未満 (300mg/l 未満)	—	600mg/l 未満 (300mg/l 未満)	—	
	浮遊物質 (SS)		600mg/l 未満 (300mg/l 未満)	—	600mg/l 未満 (300mg/l 未満)	—	
	処理可能項目等	ノルマルヘキサン抽出物質	鉛	5mg/l 以下	—	5mg/l 以下	—
			油	30mg/l 以下	—	30mg/l 以下	—
窒素		120mg/l 未満	—	120mg/l 未満	—		
磷		16mg/l 未満	—	16mg/l 未満	—		
水素イオン濃度 (pH)			5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	
温度			45°C 未満 (40°C 未満)	45°C 未満 (40°C 未満)	45°C 未満 (40°C 未満)	45°C 未満 (40°C 未満)	
沃素消費量			220mg/l 未満	220mg/l 未満	220mg/l 未満	220mg/l 未満	

(備考)

1 調布市ではほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物につきましては「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値を採用しています。

2 ■内のうち 50m<sup>3</sup>/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム基準は、工場を設置している者又は平成 13 年 4 月 1 日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和 47 年 4 月 2 日以降に工場を設置した者又は平成 13 年 4 月 1 日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 2 条第 7 号に規定するもの、指定作業場とは同条第 8 号に規定するものです。

3 BOD、SS、pH、温度に係る( )内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

—下水排除基準(ダイオキシン類)—

令和6年4月1日現在

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ/L 以下